

市町村等の事務処理について

目 次

【 都道府県事務 】

(別冊)

- 1 介護給付費の算定等に係る届出から情報提供までの標準的スケジュール及び届出項目の一覧について
- 2 介護報酬情報システムについて

【 市町村事務 】

- 1 平成12年度介護保険の保険者の
予算編成について 1
- 2 第1号保険料の算定基準について 9
- 3 介護保険条例参考例について 31
- 4 事業状況報告(介護保険関係統計)について 41
- 5 基準該当事業者との個別契約書
(参考例)について 64
- 6 サービス提供証明書等について 75

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、医療保険福祉審議会の審議等に伴い変更がありうる。

市町村等事務処理子一ム

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生省介護保険制度施行準備室長

平成12年度介護保険の保険者の予算編成について

標記については、次の事項に御留意の上、管下市区町村へ周知方お願い申し上げます。

第1 介護保険特別会計保険事業勘定の予算編成

1. 歳出に関する事項

(1) 保険給付費

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条に規定する市町村介護保険事業計画により定められた平成12年度における介護給付費等対象サービスの量の見込み及び居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅支援福祉用具購入費並びに居宅支援住宅改修費の見込額に基づき、介護給付及び予防給付に要する費用（以下「介護給付費等」という。）支給に係る保険給付費の額を適正に見込むこと。

イ 法第43条第3項、第44条第6項、第45条第6項、第55条第3項、第56条第6項又は第57条第6項の規定に基づき条例を定めている保険者にあつては、当該条例による措置が講ぜられないとした場合の介護給付費等の額についても、適正に見込むこと。

ウ また、これらの費用を見込むに当たっては、保険給付費の現物給付分については、サービス提供があつた翌月に支出負担行為が行われることとなるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条第1項第5号の規定により、3月から翌年2月までのサービス提供に係る保険給付費をひとつの会計年度として取扱うものとなること等から、平成12年度中のサービス提供に係る給付費の12分の11を計上すること。

エ 法第62条に規定する市町村特別給付を行う保険者については、当該給付に係る支出負担行為が行われる月を考慮のうえ、所要額を適正に見込むこと。

オ 法第41条第10項（第46条第7項（第58条第4項により準用される場合を含む。）、第48条第8項及び第53条第4項により準用される場合を含む。）の規定により、居宅介護サービス費等の請求に関する審査及び支払事務を国民健康保険団体連合会に委託する保険者における当該審査及び支払に係る事務手数料について、所要額を計上すること。

なお、当該費用については、標準給付費額（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）第6条第4項に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。）の一部として、第121条第1項、第122条第1項、第123条第1項、第124条第1項及び第125条第1項の規定に基づき、国の負担金並びに調整交付金、都道府県の負担金、市町村の一般会計における負担金及び介護給付費交付金の対象となるものであること。

（2）総務費

ア 人件費を介護保険特別会計で経理する保険者にあつては、介護保険に従事する職員のうち他の事務を兼ねている職員について、介護保険事務に従事した日数等を的確に把握し、日数割合等により算出することによって、介護保険特別会計に計上すること。

イ 要介護認定又は要支援認定に係る事務の処理に必要な費用について、平成12年度中に申請が見込まれる人数及び介護認定審査会の体制等を勘案して適正な額を計上すること。

ウ ア及びイについては、一般会計に計上することとも可能であること。

（3）保健福祉事業費

法第175条に規定する「要介護被保険者を現に介護する者等に対する介護方法の指導その他介護者等の支援のために必要な事業など」を保健福祉事業として行う保険者については、当該事業に要する必要な経費を計上すること。

（4）財政安定化基金拠出金

都道府県が各保険者に対して平成12年度において拠出を求める額を計上すること。

（5）基金積立金

ア 中期財政運営を行うことから生じることが見込まれる剰余金について、当該剰余金を適切に管理する必要があることから、原則として保険者はこの剰余金を管理するための基金（以下「介護給付費準備基金（仮称）」という。）

を設置するとともに、原則として当該剰余金の見込額の全額を積み立てるものとする。

ただし、総務費、保健福祉事業費等の財政安定化基金からの交付又は貸付の対象とならない費用などに充てるため、当該剰余金の見込額の一部を予備費として計上することは差し支えないこと。

イ 介護給付費準備基金（仮称）は、介護円滑導入臨時特例交付金を管理するための基金（以下「介護保険円滑導入基金（仮称）」という。）と別に設ける必要があることに留意すること。

（6）予備費

当初の予算編成時に予測をすることが不可能な支出に対処するために設けているものであること。

なお、保険給付費の増加については、法第147条の規定により都道府県に設置される財政安定化基金による対応がなされるが、この場合は基本的には歳入歳出予算を補正する必要が生ずるものであること。

2. 歳入に関する事項

（1）保険料

保険料については、別紙1の算定方法により適正な額を見積もること。

（2）国庫支出金等

ア 国庫負担金等

1. （1）アに掲げる費用について、国庫負担金は100分の20、都道府県負担金は100分の12.5、支払基金交付金は100分の33、一般会計繰入金は100分の12.5の額を適正に見込むこと。

イ 調整交付金については、別紙2により適正に見込むことを基本とし、特別調整交付金を見込む必要はないこと。

なお、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第39条の規定に基づき保険料設定を行う保険者の調整交付金についても、施行令第38条の規定に基づき保険料設定を行う保険者と同様の算定方法により、交付が行われること。

ウ 事務費交付金については、「要介護認定等申請者1人当たりの事務処理経費」に、当該保険者の「要介護認定等申請者数」を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額を基準とする予定であるので、それぞれ適正に見込むこと。

なお、具体的な「要介護認定等申請者1人当たりの事務処理経費」等については別途お示しする。

エ 職員給与費等を特別会計で経理する場合の所要額は、その他一般会計繰入金について計上すること。

(3) 基金繰入金

ア 介護保険円滑導入基金（仮称）からの保険料軽減のための繰入れについては、平成12年度における保険料軽減に必要な所要額を適正に計上すること。

イ 介護保険に係る広報啓発、備品購入、保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他介護保険法の円滑な実施のための準備経費等を特別会計において計上する保険者については、当該経費に係る介護保険円滑導入基金（仮称）からの繰入金を適正に計上すること。

(4) 延滞金収入

保険料の滞納者については、納期の経過後必ず督促状を送付し、督促状の指定納期限後に納入されるものについては、必ず延滞金を調定し、徴収することとし、その見込額を計上すること。

第2 介護保険特別会計介護サービス事業勘定の予算編成

1. 介護サービス事業勘定については、法第175条に規定する保健福祉事業として、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営を行う保険者のみ設ける必要があること。
2. 歳入の計上については、保険料を財源として保険事業勘定繰入金により繰り入れる金額についても適正に計上すること。

第3 予算編成に対する指導

保険者の予算編成に当たっては、都道府県介護保険支援計画及び市町村介護保険事業計画に基づく適正な予算となるよう十分に指導すること。

(別紙1)

保険料収入の見込額の算定方法について

1. 保険料収入額を見込むに当たっては以下の算定式により行うこと

- (当該年度の第1段階被保険者（施行令第38条第1項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）が負担すべき保険料額（年額）
 - × 当該年度の第1段階被保険者見込数
- + 当該年度の第2段階被保険者（施行令第38条第1項第2号に掲げる者をいう。以下同じ。）が負担すべき保険料額（年額）
 - × 当該年度の第2段階被保険者見込数
- + 当該年度の第3段階被保険者（施行令第38条第1項第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）が負担すべき保険料額（年額）
 - × 当該年度の第3段階被保険者見込数
- + 当該年度の第4段階被保険者（施行令第38条第1項第4号に掲げる者をいう。以下同じ。）が負担すべき保険料額（年額）
 - × 当該年度の第4段階被保険者見込数
- + 当該年度の第5段階被保険者（施行令第38条第1項第5号に掲げる者をいう。以下同じ。）が負担すべき保険料額（年額）
 - × 当該年度の第5段階被保険者見込数)
- × 当該年度の予定保険料収納率

2. 上記算定式中、各所得段階別の被保険者数を見込むに当たっては、平成12年度の被保険者見込数に、現時点で把握可能な直近の65歳以上の者に係る各所得段階別の人数比を乗じて見込むことが適当と考えられること。

この際、平成12年度の被保険者見込数を算定するに当たっては、各月の被保険者数の平均数（平成12年度前半に係る月割賦課を行わない市町村については、平成12年度後半（平成12年10月から平成13年3月）の各月の平均数）を用いることが望ましいが、年間のある一時点（例えば、平成12年10月）の見込数をもって算定することとしても差し支えないこと。

- (例) 平成10年中所得による65歳以上の者の各所得段階別の人数
- | | |
|---------------------------------|----------|
| 第1段階（生保受給者、市町村民税世帯非課税かつ老福年金受給者） | 3人（3%） |
| 第2段階（市町村民税世帯非課税者） | 30人（30%） |
| 第3段階（市町村民税本人非課税者） | 40人（40%） |

第4段階（市町村民税課税者（合計所得金額250万円未満）） 20人（20%）

第5段階（市町村民税課税者（合計所得金額250万円以上）） 7人（7%）

平成10年度の第1号被保険者見込数が120人の場合

第1段階 4人（ $=120 \times 0.03$ ）

第2段階 36人（ $=120 \times 0.3$ ）

第3段階 48人（ $=120 \times 0.4$ ）

第4段階 24人（ $=120 \times 0.2$ ）

第5段階 8人（ $=120 \times 0.07$ ）

※端数については、この例のように四捨五入せずに算定する方法も考えられる。

3. 平成12年度の予定保険料収納率を見込むに当たっては、特別徴収の方法により徴収することが見込まれる保険料については、100%収納されるものと見込み、普通徴収の方法により徴収することが見込まれる保険料については、当該市町村における現時点で把握可能な直近の65歳以上の者に係る国民健康保険料（税）の収納率の実績をもとに見込むことが適当であること。（参照、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第141条、同附則第4条）

従って、原則として、平成12年度から平成14年度までの予定保険料収納率は同一のものとして見込まれることとなること。

4. 施行令第39条の規定に基づき6段階の所得区分により保険料を算定する保険者にあっても、1. から3. までと同様の考え方により保険料収入を見込むこと。

(別紙2)

調整交付金の見込額の算定方法について

1. 調整交付金の見込額については、以下の算定式に当該保険者の数値を代入することにより算出すること。

(1) 後期高齢者補正係数

$$= \frac{0.122}{\text{(当該保険者の平成12年度から平成14年度までの各年度における第1号被保険者のうち75歳未満である者の割合の見込みの平均} \times 0.04)} + \text{(当該保険者の平成12年度から平成14年度までの各年度における第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合の見込みの平均} \times 0.24)$$

(注) $0.122 = 0.59 \times 0.04 + 0.41 \times 0.24$

0.59 : 全国平均の平成12年度から平成14年度までの各年度における第1号被保険者のうち75歳未満である者の割合の見込みの平均

0.41 : 全国平均の平成12年度から平成14年度までの各年度における第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合の見込みの平均

0.04 : 全国平均の第1号被保険者のうち75歳未満である者に係る要介護・要支援発生率(要介護度別発生率及び平均利用額等により補正を行ったもの)

0.24 : 全国平均の第1号被保険者のうち75歳以上である者に係る要介護・要支援発生率(要介護度別発生率及び平均利用額等により補正を行ったもの)

(2) 所得補正係数

$$= 1 - \{ \text{(当該保険者の平成12年度から平成14年度までの各年度における第1号被保険者のうち第1段階被保険者である者の割合の見込みの平均} - 0.022) \times 0.5 + \text{(当該保険者の平成12年度から平成14年度までの各年度における第1号被保険者のうち第2段階被保険者である者の割合の見込みの平均} - 0.290) \times 0.25 - \text{(当該保険者の平成12年度から平成14年度までの各年度における第1号被保険者のうち第4段階被保険者である者の割合の見込みの平均} \}$$

$$- 0.160) \times 0.25$$

— (当該保険者の平成12年度から平成14年度までの各年度における第1号被保険者のうち第5段階被保険者である者の割合の見込みの平均

$$- 0.100) \times 0.5}$$

上記算定式中、平成12年度から平成14年度までの各年度における各所得段階別の被保険者の割合の見込みの平均を算定するに当たっては、現時点で把握可能な直近の65歳以上の者に係る各所得段階別の人数比をもとに見込むことが適当と考えられること。

(注) 全国平均の所得段階別被保険者割合

第1段階：0.022

第2段階：0.290

第3段階：0.428

第4段階：0.160

第5段階：0.100

(3) 調整交付金の算定方法

調整交付金として計上する額

$$= \text{平成12年度の標準給付費額の見込額} \times \{ 0.22 - (0.17 \times \text{後期高齢者補正係数} \times \text{所得補正係数}) \}$$

2. 留意事項

後期高齢者補正係数及び所得補正係数については、後期高齢者の急増が見込まれるなどの保険者を除き、調整交付金の交付割合が3年間で大きく変わることは想定されないことから、平成12年度から平成14年度の平均の交付割合を用いることとしている。

平成12年1月26日

各 都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局

介護保険制度施行準備室長

第1号被保険者の保険料の算定基準等について

介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条及び第39条並びに附則第6条（平成12年4月1日以降）において第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の保険料（以下「保険料」という。）の算定基準が規定されておりますが、その考え方及び運用は下記のとおりでありますので、内容御了知のうえ、管下市区町村へ周知方お願いいたします。

記

第1 保険料設定の基本的考え方

1. 第1号被保険者の保険料として負担する額

介護保険制度は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）を保険者として、高齢者の介護を社会保険の仕組みにより支えるものであり、高齢者も被保険者として保険料を負担することとなります。

介護保険制度では、この保険料負担が過大なものとならないよう、国、都道府県及び市町村の負担金、国の調整交付金並びに医療保険者からの介護給付費交付金（第2号被保険者（法第9条第2号に規定する第2号被保険者をいう。）の保険料）により介護給付などのために必要な費用の平均83%（平

成12年度から平成14年度までの割合)部分を賄う仕組みとしているものであります。

2. 保険料額の水準

介護保険制度は保険料により必要な費用を賄う仕組みであるため、高齢者一人当たりの介護給付費などの水準(介護サービスの水準)が高い市町村では保険料負担額が高く、その水準が低い市町村では保険料負担額が低くなる仕組みとなっております。

3. 所得段階に応じた保険料額の設定

保険料額は、第1号被保険者の負担能力に応じたものとするのが適当であると考えられることから、被保険者本人の課税状況及び所得の状況並びに被保険者の属する世帯の課税状況をもとに、第1号被保険者を原則として第2の4.に示す5つの区分に分け、各区分ごとに定額の保険料として設定することとしたものであります。

4. 中期財政運営

中期的に安定した財源確保を可能とする等の観点から、毎年度保険料率を改定するのではなく、事業運営期間(法第147条第2項第1号に規定する事業運営期間をいう。以下同じ。)である3年間を通じての支出及び収入等の状況を勘案して保険料率を設定することとしており、原則として、3年間を通じて同一の保険料率とすることとしております。

ただし、平成12年度から平成14年度までの事業運営期間に係る保険料については、第1の5.の特別対策の内容を踏まえ、各年度ごとに異なる額を保険料率として設定することができるようしております。

5. 特別対策

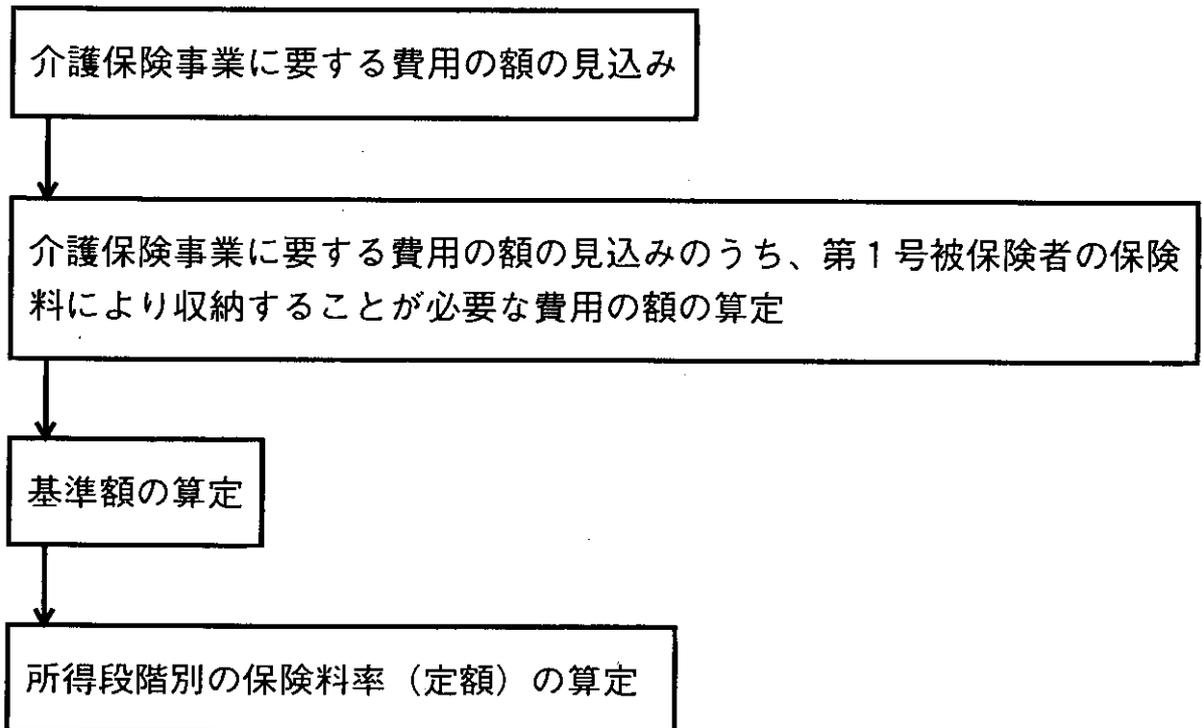
介護制度に関する与党三党の申入れを踏まえ、平成11年11月5日に介護保険法の円滑な実施に向けての特別対策が取りまとめられたところではありますが、そのなかにおいて、介護保険法の施行後半年間は第1号保険料を徴収せず、また、その後1年間は第1号保険料を経過的に2分の1に軽減することができるよう必要な措置を講ずることとされたところでもあります。

このため、平成11年度第2次補正予算において「介護円滑導入臨時特例交付金」を計上し、市町村が設置する基金に対し必要な費用を交付することとしたところでもあります。

第2 保険料の算定基準について

1. 保険料率算定の流れ

保険料率の算定手順の大まかな流れは以下のとおりであります。



2. 基準額の算定方法

第3段階被保険者（令第38条第1項第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）に対して課される保険料額を、所得段階別の保険料設定に当たって基準となる保険料額（基準額）とすることとしておりますが、その算定の方法は以下のとおりとなります（令第38条第2項）。

$$\text{基準額} = \text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} \div \text{補正第1号被保険者数}$$

(1) 保険料収納必要額（令第38条第3項）

保険料収納必要額とは、保険料として確保することが必要な、事業運営期間における介護給付費などの総額をいうものです。

具体的には、各年度における、ア) に掲げる介護保険事業に要する費用の額の見込みからイ) に掲げる介護保険事業のための収入額の見込みを控除して得た額を、3年間の事業運営期間について合算して算定することとしております。

ア) 介護保険事業に要する費用の額の見込み

以下の費用の見込額を合算した額。

- ・介護給付（法第18条第1号に規定する「介護給付」をいう。以下同じ。）及び予防給付（法第18条第2号に規定する「予防給付」をいう。以下同じ。）に要する費用
- ・市町村特別給付費
- ・財政安定化基金拠出金
- ・財政安定化基金償還金（法第147条第1項第2号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用をいう。）
- ・保健福祉事業に要する費用
- ・その他介護保険事業に要する費用（事務費関係費用を除く）

なお、市町村相互財政安定化事業を行う市町村（以下「特定市町村」という。）については、上記費用に市町村相互財政安定化事業の負担額の見込額を加えます。

費用の見込みに当たっては、介護保険事業計画におけるサービス量の見込み等の算出手順（ワークシート）等に基づき、平成12年度から平成14年度までに支出することが見込まれる給付費等の額（35か月分）を適正に見込むことが必要です。

イ) 介護保険事業のための収入額の見込み

以下の費用の見込額を合算した額。

- ・国の負担金（標準給付費額（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。第6条第4項第1号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。）の20%）（法第121条）
- ・都道府県の負担金（標準給付費額の12.5%）（法第123条）
- ・市町村の負担金（標準給付費額の12.5%）（法第124条）
- ・国の調整交付金（標準給付費額の平均5%）（法第122条）
- ・介護給付費交付金（標準給付費額の33%）（法第125条）

- ・上記以外の国又は都道府県の補助（法第127条及び第128条）
- ・その他介護保険事業に要する費用のための収入（事務費関係費用を除く）

なお、特定市町村については、上記収入に市町村相互財政安定化事業の交付額の見込額を加えます。

平成12年度から平成14年度までの調整交付金に係る収入を見込むに当たっては、以下の方法により適正に見込むことが必要です。

$$\begin{aligned} & \text{平成12年度から平成14年度までの調整交付金見込額の総額} \\ & = \text{平成12年度から平成14年度までの標準給付費見込額の総額} \\ & \quad \times \{0.22 - (0.17 \times \text{後期高齢者補正係数} \times \text{所得補正係数})\} \end{aligned}$$

- ・後期高齢者補正係数

$$\begin{aligned} & = \frac{0.122}{\text{（当該市町村の平成12年度から平成14年度までの各年度における第1号被保険者見込数のうち75歳未満である者の割合の見込みの平均} \times 0.04\text{）}} \\ & \quad + \text{（当該市町村の平成12年度から平成14年度までの各年度における第1号被保険者見込数のうち75歳以上である者の割合の見込みの平均} \times 0.24\text{）} \end{aligned}$$

（注） $0.122 = 0.59 \times 0.04 + 0.41 \times 0.24$

0.59：全国平均の平成12年度から平成14年度までの各年度における第1号被保険者見込数のうち75歳未満である者の割合の見込みの平均

0.41：全国平均の平成12年度から平成14年度までの各年度における第1号被保険者見込数のうち75歳以上である者の割合の見込みの平均

0.04：全国平均の第1号被保険者のうち75歳未満である者に係る要介護・要支援発生率（要介護度別発生率及び平均利用額等により補正を行ったもの）

0.24：全国平均の第1号被保険者のうち75歳以上である者に係る要介護・要支援発生率（要介護度別発生率及び平均利用額等により補正を行ったもの）